

公文書一部開示決定通知書

蘭 広 報 号
令和3年9月/4日

野村一也様

蘭越町長 金 秀 行



令和3年8月17日付けで請求のありました公文書の開示について、次のとおり一部を開示することと決定しましたので、蘭越町情報公開条例第13条第3項の規定に基づき通知します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	蘭越町公式ホームページリニューアル業務委託に掛かるすべての書類	
2 開示の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 郵送	
3 開示の日時	令和3年9月24日 午前 4時00分 (午後)	
4 開示の場所	蘭越町役場総務課	
5 開示しない部分の概要及び理由	概 要	<ul style="list-style-type: none"> 個人の氏名、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたいと認められるもの 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に係る情報であつて、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの
	理 由	<ul style="list-style-type: none"> 蘭越町情報公開条例第8条第1項第1号及び第9条第1項第1号該当
6 開示しない部分を開示することができる期日	年 月 日	
7 担 当 課 等	総務課広報広聴係	
8 備 考	蘭越町情報公開条例第10条に基づき一部開示します。	

注1 当日都合が悪い場合又は不明な点がありましたら担当課に連絡願います。

2 開示を受ける際は、この通知書を提示してください。

3 6の欄は、開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求してください。

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、蘭越町長に対して、審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日(前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、蘭越町を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。